

新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表）

1 12月14日、チリ保健省は、新型コロナウイルス感染防止のための追加措置を以下のとおり発表しました。

（1）段階的規制緩和計画の変更は以下のとおり。

●第3段階（準備期）へ移行（21日（月）午前5時より）

タラパカ州イキケ市

ビオビオ州サンタ・ファナ市

アラウカニア州コジプジ市、トルテン市

ロス・リオス州ラゴ・ランコ市、パンギプジ市、フトロノ市

ロス・ラゴス州プケルドン市、カストロ市、ウアラウエ市

●第2段階（移行期）へ移行（21日（月）午前5時より）

アラウカニア州パードレ・ラス・カサス市、テムコ市、フレイレ市

ロス・ラゴス州チョンキ市、ケムチ市、ケイレン市

●第2段階へ後退（19日（土）23時より）

アラウカニア州ルマコ市

マウレ州ロメラル市、サン・ハビエル市、クリコ市、テノ市

（2）21日（月）より、ロス・ラゴス州プエルト・モント市及びオソルノ市における夜間外出禁止令発令時間を22時から翌5時までとする。

2 12月17日時点で、チリ国内では578,732名（死亡者16,007名）のコロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

・チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

・チリ保健省（チリにおけるコロナウイルス感染者数）

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

・チリ政府（コロナウイルス関連）

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

- ・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

- ・外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- ・当館ホームページ

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html